

保育所等における継続的な 経営情報の見える化について

子ども・子育て支援法（R7.4.1施行）

第58条2（新規追加）

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後5月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等**経営情報**（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項をいう。以下この条及び第62条第3項第2号において同じ。）を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に**報告しなければならない。**

子ども・子育て支援法（R7.4.1施行）

第58条3（新規追加）

都道府県知事は、前二項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容（特定教育・保育施設設置者等経営情報にあつては、職員の処遇等に関する情報であつて、小学校就学前子どもに育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定める事項に限る。）を**公表**しなければならない。

経営情報の見える化の意義

◆更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要である。

◆保護者が適切かつ円滑に教育・保育等を子どもに受けさせる機会を確保するためには、施設・事業所ごとの職員の処遇等に関する情報が公表されることが重要である。

報告する経営情報等

◆人員配置

基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等

◆職員給与

賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等

◆収支の状況

収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等

公表される情報

◆モデル給与

保育士等の基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示

◆人件費比率

総収入に占める人件費の割合を明示

◆職員配置状況

基準上の配置と実際の配置の比率を明示

報告及び公表の方法等

◆ **ここdeサーチ**を経営情報等の収集・公表に活用。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

◆ 令和6年4月1日以降に始まる事業年度について報告対象。

◆ 経営情報等の報告期限は事業年度終了後5月以内。事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、同年8月末日までに報告。